

第33回 温泉関係功労者環境大臣表彰



環境大臣表彰式で挨拶する岡村興太郎氏

岡村 興太郎

（群馬県法務部温泉・長湯郷社長）

功績概要：日本温泉協会において平成9年から理事、常務理事を歴任し、現在は副会長として温泉資源の保護と適正利用の推進に貢献している。また、群馬県温泉協会において

日本温泉協会 永年勤続役員会長表彰

佐藤 和志

（秋田県湯沢市温泉・鶴の湯温泉社長）



当協会の理事を平成15年から歴任し、事業の推進に貢献。秋田県田沢湖高原での平成18年度日本温泉協会会員総会では地元実行委員として尽力された。

山口 昇士

（神奈川県箱根町町長）



当協会の理事を平成13年、常務理事を平成17年から平成26年6月まで歴任し、事業の推進に貢献。箱根湯本での平成20年度日本温泉協会会員総会と平成21年の国際温泉気候連合（FIMTEC）総会では開催地の町長として、会議を成功に導いた。

平成3年から理事、専務理事を歴任し、現在は会長とし、および、平成13年からは群馬県自然環境保全審議会温泉部会委員に就任して群馬県温泉行政の推進と温泉地の発展に貢献した。

穂高温泉供給株式会社

（長野県安曇野市穂高）



穂高山麓地域の宿泊施設や福祉施設など約1500軒に温泉供給。当協会昭和50年4月入会。功績概要：当社は昭和45年に設立し、同47年の温泉の引湯開始からいち早く温泉の集中管理に着手し、穂高山麓地域の安定した温泉供給に努め、「穂高温泉郷」を全国に誇る温泉地として知らしめ、温泉の保護・有効活用と適正利用の推進に貢献した。

第33回 自然公園関係 功労者環境大臣表彰



七條 健

（長崎県佐世島温泉・九州ホテル会長）

当温泉協会の理事を平成13年、常務理事を平成15年から19年6月まで歴任。功績概要：雲仙天草国立公園において、美化清掃を行うとともに、池の原ミヤマキリシマ群落の保護活動として下草刈りを実施するなど、自然公園の保護等に尽力。

平成26年秋の褒章

小口 潔子

（福島県磐梯湖温泉・四季彩一力旅館社長）



当協会の副会長を平成26年6月から就任。功績概要：永年の観光振興と福島県の教育行政への貢献により旭日双光章の授与

平成26年秋の褒章



笹本 森雄

（山梨県湯村温泉・常盤ホテル社長）

当温泉協会の理事を平成7年、常務理事を平成15年から歴任、平成25年から副会長。功績概要：永年の観光産業と温泉地の発展の尽力により藍綬褒章の授与。

2014年 ロシアウチー・オリンピック表彰

竹内 智香

（北海道厚別温泉元湯湯宿荘・竹内隆治の長女）



功績概要：2014年ロシア・ソチで開催された五輪スノーボード女子パラレル大回転で銀メダルを受賞

日本温泉協会感謝状

中之条町

（群馬県中之条町）



中之条役場

群馬県の北西部に位置する人口約17000人の温泉と観光の町。群馬県中之条町四万温泉での平成26年度日本温泉協会会員総会では地元実行委員会の事務局を担当し、準備段階より総会開催にあたり尽力した。

群馬県温泉協会

（一般社団法人）



当協会は昭和52年に設立し、現在、会員192人。群馬県中之条町四万温泉での平成26年度日本温泉協会会員総会では地元の実行委員会に参画し、総会開催にあたり群馬県内各温泉地の連絡調整に尽力した。

四万温泉協会

（一般社団法人）



当協会は昭和50年に設立し、現在、会員77人。群馬県中之条町四万温泉での平成26年度日本温泉協会会員総会では地元の実行委員会に参画し、開催地地元四万温泉地区の受入体制の調整に尽力した。

あつお

（群馬県湯沢市）



平成26年総会での表彰

横浜で開催された当協会主催の温泉ご当地キャラクター人気投票で全国1位。温泉地の新たな話題創出に貢献。



## 最新ニュース

## 地熱 「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」一部改正案に11月20日意見を提出

温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する場合、温泉法第3条により都道府県知事の許可が必要とされている。従来、温泉をゆう出させる目的以外の掘削でも、温泉のゆう出が客観的に予想される場所、または状況の場合、許可を要するものと解釈され行政指導がなされてきた。

平成24年3月に環境省が策定した「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」でも、これに従った記述となっていたが、内閣総理大臣の諮問機関である規制改革会議は平成25年6月5日の答申で、法律を拡大解釈し法律上は許可が不要である掘削に対して許可申請を求めるのは適切な対応とはいえない、とした。

答申を踏まえ、「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)では、「温泉法第3条が温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ、許可が不要な掘削について類型化する」ととし、「平成26年度結論、結論を得次第措置」とした。

この決定を受け、環境省では26年7月から「温泉資源保護に関するガイドライン(地熱発電関係)検討会」を設置し検討してきたが、ガイドラインの一部改正案をまとめ、平成26年10月20日から11月20日まで意見募集を行った。本会は右頁の内容を11月20日に意見として提出した。

## 協会日誌

<b>7月</b>	
2日 観光関係団体・一水会例会(東京・日本観光振興協会。寺田専務出席)	
10日 温泉関係功労者環境大臣表彰表彰式(東京・環境省。岡村副会長、穂高温泉供給所受賞)	
11日 第1回「温泉塾セミナー」開催(女性部委員会主催)(東京・都道府県会館。ロバート・キャンベル氏「日本文化と温泉」)	
14日 国民保養温泉地協議会総会開催(日本温泉協会が事務受託)(熊本県黒川温泉・べっちゃん館。寺田専務、荒井局長出席)	
16日 岐阜県温泉協会総会(岐阜県下呂温泉・水明館。大山会長出席)	
18日 第1回編集委員会開催(協会会議室)	
29日 ビンクリボンのお宿ネットワーク総会(東京・浜松町東京會館。大山会長出席)	
30日 環境省/第1回温泉資源保護に関するガイドライン(地熱発電関係)検討会(東京・経済産業省別館。佐藤常務副会長出席)	
<b>8月</b>	
19日 第2回編集委員会開催(協会会議室)	
21日 平成27年度会員総会の打合せで新潟県瀬波温泉を訪問(大山会長、岡村副会長、寺田専務)	
28日～29日「韓日観光交流拡大シンポジウム」(韓国観光公社主催)(韓国ソウル市・ロッテホテル。大山会長出席)	
<b>9月</b>	
2日 第7回平成26年度日本温泉協会会員総会実行委員会(群馬県中之条町・中之条町役場。大山会長、岡村副会長、寺田専務出席)	
3日 観光関係団体・一水会例会(東京・日本観光振興協会。荒井局長出席)	
17日 第4回女性部委員会開催(協会会議室)	
20日「観光立国推進フォーラム」(日本観光振興協会主催)(東京・東商ホール。寺田専務出席)	
24日 第3回編集委員会開催(協会会議室)	
25日 環境省/第2回温泉資源保護に関するガイドライン(地熱発電関係)検討会(東京・環境省。佐藤常務副会長出席)	
26日 ラジオ日本「こんにちは、鶴時靖夫です」放送(大山会長出演)	
28日「ツーリズムEXPOジャパン」(東京・東京ビッグサイト。寺田専務、荒井局長視察)	
<b>10月</b>	
1日 観光関係団体・一水会例会(東京・日本観光振興協会。荒井局長出席)	
7日 インターネット委員会開催(協会会議室)	
8日 全旅連青年部全国大会(京都市・みやこめっせ。大山会長出席)	
10日～11日 第21回「日本温泉クラブの集い」開催福島県二岐温泉・大丸あ	

	すなろ荘。大山会長、佐藤常務副会長、荒井局長ほか出席)
15日	日本専門新聞大会(東京・帝国ホテル。大山会長出席)
16日	第4回編集委員会開催(協会会議室)
16日	温泉熱利用改善研究会(東京・日本環境衛生センター。佐藤常務副会長出席)
19日	佐藤義正氏旭日中綬章祝賀会(岩手県つなぎ温泉・ホテル大観。瀧名普会長出席)
23日	第4回正副会長会議開催(協会会議室)
24日	環境省/第1回可燃性天然ガス発生温泉井戸の埋戻し方策検討会(東京・AP品川アネックス。寺田専務傍聴)
27日	環境省/第3回温泉資源保護に関するガイドライン(地熱発電関係)検討会(東京・環境省。佐藤常務副会長出席)

**11月**

4日	学術部委員会幹事委員・専門部会責任者会議開催(協会会議室)
5日	観光関係団体・一水会例会(東京・日本観光振興協会。荒井局長出席)
7日	第2回「温泉塾セミナー」開催(女性部委員会主催)(東京・都道府県会館。下村満子氏「ほんとうの女性の時代とは?」)
20日	山形県温泉協会創立90周年記念式典(山形県かみのやま温泉・天神の御湯あづま屋。大山会長出席)
27日	環境省/第2回可燃性天然ガス発生温泉井戸の埋戻し方策検討会(東京・東京国際フォーラム。寺田専務傍聴)

**12月**

1日	第28回「につぼんの温泉100選審査会」(東京・観光経済新聞社。荒井局長出席)
2日～3日	「日韓観光交流拡大シンポジウム」(日本政府観光局主催)(東京・グランドパシフィックLE DAIBA。大山会長出席)
8日	環境省/第4回温泉資源保護に関するガイドライン(地熱発電関係)検討会(東京・環境省。佐藤常務副会長出席)
8日	国際観光施設協会忘年交歓会(東京・KIHACHI AOYAMA。大山会長出席)
10日	観光関係団体・一水会例会(東京・和ダイニング小川町。荒井局長出席)
15日	日本秘湯を守る会創立40周年記念式典(東京・上野精養軒。大山会長ほか出席)
16日	日本秘湯を守る会総会(東京・上野精養軒。大山会長出席)
19日	第1回平成27年度会員総会実行委員会(新潟県瀬波温泉・夕映えの宿沙美荘。日本温泉協会開催出席者：大山会長、山村学術部委員長、笹本行事委員長、今橋編集委員長ほか)
22日	第2回総務委員会開催(協会会議室)
26日	仕事納め

## 「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)一部改正案に対する日本温泉協会の意見の内容

〈該当箇所〉「番号1」

〈意見内容〉「温泉法では、温泉を湧出させる目的で土地を掘削しようとする者は、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない」としており、地熱発電に利用するための熱水・蒸気の生産井の掘削はもちろん、地熱開発のための探査時に地下の熱水貯留状況を確認し、資源量を検討するための試験井の掘削であっても、温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる。」という現行のものを、「温泉法では、温泉を湧出させる目的で土地を掘削しようとする者は、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない」と改める案には反対いたします。

また、内閣総理大臣の諮問機関である規制改革会議の答申を踏まえた閣議決定で、「温泉法第3条が温泉を湧出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ、許可が不要な掘削について類型化する」とし、「平成26年度結論、結論を得次第措置」とした決定にも反対いたします。

検討会において類型化された、「地下水採取を目的とした井戸の掘削」「ダム又はトンネル等の掘削」「ビル建設等に関する掘削」「鉱物又は土石類採取の掘削」「地震観測のための井戸掘削」等(以上、その他の掘削行為)は、深部熱水を採取する地熱発電の掘削とは異なる次元の掘削行為です。それを地熱発電関係の「地質・地熱構造調査のための掘削」「地熱発電に供した温水を地中に戻すための井戸の掘削」「水位等をモニタリングするための井戸の掘削」等と同列に扱うことは乱暴な議論であり承服いたしかねます。

温泉法は温泉を湧出させるだけでなく、温泉源に影響を与えること、および温泉を汚染することが予想される孔井の掘削は、温泉法の許可を必要とすることを理念としています。地熱発電所の熱源である地下深部の熱水は温泉の源であります。従って地熱発電の孔井は温泉源への影響が予想されます。そして、温泉源への汚染の例としては、地熱発電所が地下に戻す熱水の井戸がまさにこれに該当いたします。

これまででは、温泉を湧出させる目的以外の掘削でも、温泉の湧出が客観的に予想される場所や状況における場合、温泉法第3条1項の許可を要するものと解釈がなされ行政指導が行われてきました。これは決して法の拡大解釈ではなく事前の予防措置であり、こうしたかたちで温泉の保護が図られてきたものと考えます。許可を不要とし野放し状態になった場合、果たしてこれまでどおり温泉の保護が図れるのでしょうか。

温泉資源は掛け替えのない自然資源であります。限りあるこの大地の恵みをいかに保護し、持続的に利用可能なものにしていくかということは、自然環境の保全のみならず、地域経済ひいては日本の文化にとっても、そして観光立国としても重要な課題であります。

この改正は大きな改悪であり、将来にわたって大きな禍根を残すものとして憂慮にたえないものと言わざるをえません。

〈理 由〉

温泉法は、温泉資源の保護を図るための仕組みとして、温泉掘削の許可(第3条1項)を中心に、許可への条件付与、許可の取り消し、原状回復命令、温泉の採取制限命令、報告の徴収、立入検査、無許可掘削に対する罰則を規定しています。これらの措置は、第3条1項の対象行為であることが前提であり、ひとたび第3条1項の許可対象から外れれば、条件の付与も原状回復命令も、報告の徴収、立入検査および無許可掘削に対する罰則も、すべて適用外となることに注意しなければなりません。

また、「温泉をゆう出させる目的」の有無は、掘削者の自発的意図のみによるものでなく、掘削工事の方法、掘削地点の地質、既存源泉からの距離等を総合的に勘案し、客観的に判断すべきであり、地熱調査のための試掘は、最終的には温泉をゆう出させることが目的であることを踏まえ、また、早い段階から温泉資源の保護と地熱発電との調整を図るためにも、温泉法第3条1項の対象とすべきであると考えます。

〈該当箇所〉「番号2～6」

〈意見内容〉現行の表から「(温泉の湧出が見込まれる場合)」を削除することには反対いたします。

〈理 由〉地熱発電所の熱源である地下深部の熱水は温泉の源であります。地熱発電のために行われる掘削は、発電システムを構築するプロセスの各段階においてなされなければならないものだとすると、個別に無関係に行われるものではなく、その行為は地熱発電システムを構築するために必要な一連の作業とみるべきで、前項と同じく、最終的には温泉をゆう出させることが目的である以上、これらの掘削も第3条1項の許可が必要と考えます。



地熱 「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」の一部改正について

策定および一部改正に至る経過  
—再生可能エネルギー促進を閣議決定—

環境省は平成26年12月3日付で、「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」の一部改正等について、自然環境局長名で各都道府県知事に宛てて通知した。

ガイドラインは再生可能エネルギーの導入促進に向けた閣議決定を受け、温泉資源の保護を図りながら再生可能エネルギーの導入が促進されるよう、地熱発電開発にかかわる温泉の掘削等について平成24年3月27日策定された。

今回の改正は、温泉のゆう出が見込まれる場合は、温泉のゆう出を目的としているか否かに関わらず温泉法第3条の許可が必要としていた従来の運用に対し、温泉のゆう出を目的としない掘削については許可対象とすべきではないとする規制改革会議の答申(平成25年6月5日)に従った内容になっている。この答申に基づいた規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)において、「温泉法第3条が温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ、許可が不要な掘削について類型化する」とした結論を受け、平成26年9月25日の第2回温泉資源保護に関するガイドライン(地熱発電関係)検討会において、許可が不要なものの類型化の取りまとめを行い、その内容も別紙としてガイドラインに盛り込まれた。



第1回ガイドライン検討会

改正のポイント

—温泉ゆう出を目的としない掘削は許可不要—

改正の基本的なポイントは、「第三 地熱開発のための掘削許可に係る判断基準の考え方」の冒頭の変更点に現れている。

【改正前】のガイドラインの書き出し部分は「温泉法では、温泉を湧出させる目的で土地を掘削しようとする者は、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならないとしており、地熱発電に利用するための熱水・蒸気の生産井の掘削はもちろん、地熱開発のための探査時に地下の熱水貯留状況

を確認し、資源量を検討するための試験井の掘削であっても、温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる。」とされていた。

これが【改正後】は、「温泉法では、温泉を湧出させる目的で土地を掘削しようとする者は、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならないとしている。」と改め、地熱開発といえども温泉の湧出が見込まれる場合は、温泉法に基づく掘削許可申請を必要とするという文言が削除された。

また関連して、地熱発電所建設の各調査段階から運転開始段階、さらに運転開始後の各段階ごとの掘削について、「想定される抗井掘削の内容」にこれまであった「(温泉の湧出が見込まれる場合)」の文字がすべて削除された。

掘削許可が不要な掘削の類型化

—温泉資源に影響はないのだろうか—

一方で新たに、「温泉法第3条に基づく掘削許可が不要な掘削の類型化について」として、地熱発電関係の掘削行為とその他の代表的な掘削行為について、温泉法第3条の掘削許可が不要なものを例示した。

地熱発電関係の掘削行為では、下記のような掘削が考えられる、としている。

- ・「地質・地熱構造調査のための掘削」
- ・「地熱発電に供した温水を地中に戻すための 井戸の掘削」
- ・「水位等をモニタリングするための井戸の掘削」等

なお、地熱発電所設置に向けた調査段階に掘削された井戸を発電用等に供するための井戸として転用する場合に触れ、掘削しようとする段階においてあらかじめ転用する意図がある場合は、「温泉をゆう出させる目的」を有していると考えられるので温泉法第3条の掘削許可が必要であると補足している。

その他の掘削行為については、地熱発電関係の掘削行為以外に、社会インフラの整備等に関する掘削行為が考えられるとして、具体例として下記のをあげている。

- ・「地下水採取を目的とした井戸の掘削」
- ・「ダム又はトンネル等の掘削」
- ・「ビル建設等に関する掘削」
- ・「鉱物又は土石類等採取の掘削」
- ・「地震観測のための井戸掘削」等

環境省では本ガイドラインの一部改正にあたり平成26年10月20日から11月20日まで改正案を示し意見募集を行った。本会もこれに意見を提出した。提出した意見の内容は本誌26頁に掲載。

ガイドラインは、環境省のホームページで見ることができる。  
[http://www.env.go.jp/nature/onsen/docs/chinetsu\\_guidekaiseikou.pdf](http://www.env.go.jp/nature/onsen/docs/chinetsu_guidekaiseikou.pdf)

第2回温泉塾を終えて



親が福島出身という下村講師のご紹介があった。

(講演内容)

私たちは、大地の恵み「温泉」に育まれ、生かされてきた。それなのに、余りにも「温泉」について不勉強だったのではないだろうか。私達女性部は改めて「温泉」について学びを深め、感謝の一步を踏み出したと考えた。

(秋晴れの小春日和の中)

都道府県会館4階の会場に約40名の入塾者が集まった。抜けるような青空の穏やかな日に赤と黒のデザインの若々しいスーツに身を包んだ下村満子さんが颯爽と登場された。

(小口委員長挨拶)

「下村満子生き方塾」の第一期塾生だった小口委員長との繋がりとご両

日本温泉協会女性部委員

島田美智子

だけでなく人種を超えたコミュニケーションのとり方が重要になり、互いに理解し合う事が更に求められる。

温泉業として「温泉にこだわる事、個性をどうだすか。」で多様な花を咲かせる会社が生き残れる。男女の各視点で物事が言える社会は男女のエネルギーが揉み合ってバランスがとれた社会に変わる。損得ではない、人としての生き方は?正しい事は何か?を見極める。女性は受身なのでアクションを一つ起こす事が必要。小さい種を一つでも蒔いて育てる事が大切。というお話に私自信も目から鱗が落ちる思いでした。温泉関係の方や女性だけでなく男性にも聞いて欲しいご講演でした。

(質問タイムとお楽しみ抽選会)

温泉協会加盟の旅館の宿泊券がペアで五組様に当たる抽選会がありました。第三回目をどうぞお楽しみに!

